

沖繩市告示第 203 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定より、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月 4日

沖繩市

上記代表者 沖繩市長 桑 江 朝千夫



1 都市計画の種類

- (1) 中部広域都市計画公園 2・2・沖22号 吉原公園
- (2) 中部広域都市計画用途地域 国道329号沿道準住居地域地区 他7地区
- (3) 中部広域都市計画防火地域及び準防火地域 コザ十字路周辺地区 他1地区
- (4) 中部広域都市計画特別用途地区 胡屋文教地区
- (5) 中部広域都市計画地区計画 比屋根地区地区計画
- (6) 中部広域都市計画下水道 沖繩市公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 美里一丁目
- (2) ～ (4) 大里二丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目、城前町、  
宮里一丁目、高原七丁目、越来一丁目、越来二丁目、越来三丁目  
比屋根三丁目、比屋根四丁目、泡瀬三丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、  
胡屋五丁目、仲宗根町、室川一丁目
- (5) 高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目、泡瀬四丁目、比屋根一丁目、  
比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目
- (6) 字白川、字大工廻、字知花、字山里、古謝津嘉山町、古謝一丁目、古謝二丁目、  
古謝三丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、字池原、池原一丁目、池原二丁目、  
池原三丁目、池原四丁目、池原五丁目、字登川、登川二丁目、登川三丁目、  
字桃原、桃原二丁目、桃原三丁目、字大里、高原四丁目、比屋根六丁目、  
比屋根七丁目、与儀一丁目、与儀二丁目、与儀三丁目

3 都市計画の縦覧場所

沖繩市役所 5階 建設部 都市整備室 都市計画担当